

平成 24 年(ワ)第 213 号、平成 25 年(ワ)第 131 号、同第 252 号

平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 585 名



被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(255)

(準備書面 (175) 等の訂正について)

2016 (平成 28) 年 11 月 17 日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	小野寺	利	孝	
同	同	広田	次	男	
同	同	鈴木	堯	博	
同	同	米倉		勉	
同	同	坂口	禎	彦	
同	同	高橋	右	京	
同	同	笹山	尚	人	

外

1 2016（平成28）年2月17日付け原告ら準備書面（175）の訂正

19頁下から4行目以下の文章を次のように訂正する。

【訂正前】：

【6月から7月にかけての文科省調査による土壌線量は、山木屋地区最高値が「山木屋広久保山」（浪江町との境界付近）の畑において、セシウム134とセシウム137の合計で1㎡当たり165万Bq/kgを記録した。この数値はチェルノブイリの厳戒管理区域の55万5,3000Bq/kgを遥かに超えるものである。】

【訂正後】：

【6月から7月にかけての文科省調査による土壌汚染数値は、山木屋地区最高値が「山木屋広久保山」（浪江町との境界付近）の畑において、セシウム134の濃度78万3,624Bq/m²、セシウム137の濃度86万6,382Bq/m²、セシウム134とセシウム137の合計濃度165万6Bq/m²を記録した。この数値はチェルノブイリの厳戒管理区域のセシウム137の濃度55万5,000Bq/m²を遥かに超えるものである。】

2 第3回検証（山木屋）の指示説明の訂正

(1) 2016（平成28）年11月7日付け「第3回検証（山木屋）・指示説明予定（2016.11.7）」の訂正

38頁下から8行目の「55万5,300Bq/kg」を「セシウム137の濃度55万5,000Bq/m²」に訂正する。

(2) 2016（平成28）年11月10日の第3回検証（山木屋）における指示説明の訂正

2016（平成28）年11月10日に実施された山木屋現場検証における検証ポイント「国道114号線の浪江町との境界のゲートモニタリング

付近」の原告ら代理人の指示説明中の「55 万 5,000 Bq/kg」を「セシウム 137 の濃度 55 万 5,000 Bq/m²」に訂正する。

以上